

訪問看護ステーション コドモワ

運営規程

(1)事業目的及び運営の方針

(事業目的)

合同会社B.f.が開設する訪問看護ステーションコドモワ（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護職員等」という）が、主治の医師が必要を認めた対象者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、対象者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、向上を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2)従業者の職種、員数及び職種の内容

看護職員：2.5名以上（常勤換算方法による）

訪問看護スタッフとして従事

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士：ステーション運営に必要な適当数

訪問リハビリスタッフとして従事

(3)営業日及び営業時間

営業日：月～金（土日休業）

その他休業日（8／13～8／15、12／30～1／3）

※利用者の状況に応じて、休業日の訪問も調整可

営業時間：9：00～17：00

電話等により24時間連絡が可能な体制をとる

(4)指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

(訪問看護の内容)

- ①バイタルサイン、症状、障がいの観察
- ②日常生活動作の支援、世話
- ③リハビリテーション
- ④ターミナルケア
- ⑤精神疾患患者の看護
- ⑥医療機器や医療物品管理
- ⑦家族への医療ケアや介護方法の指導
- ⑧育児相談、育児支援
- ⑨その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

事業を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。また、健康保険法による指定訪問看護に要する費用は訪問看護療養費の額、加算の対象となる場合は当該加算を加えた額とする。

(5)通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、東区、中区、南区、安佐南区、安佐北区（可部、深川、落合、口田、亀崎、真亀）佐伯区（湯来町、杉並台除く）府中町、海田町とする。

※利用者の状況に応じて、通常の事業実施地域以外の訪問も調整可

(6)緊急時等における対応方法

看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(7)利用者などの虐待の防止のための措置

ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1)虐待防止のための指針を整備する

2)看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催する。

ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(8)その他運営についての留意事項

従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する

従業者は退職後も、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社B.f.とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和5年7月1日から施行する。

附則 この変更規定は、令和7年6月1日から施行する。